

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK名古屋放送局の契約・収納委託先法人の社長が共謀しNHK集金名簿を悪用し、名古屋市中区と春日井市の高齢女性がキャッシュカードや現金を窃盗された事件及び受信契約者の個人情報漏えいしている件について下記文書（電磁的記録を含む）の開示を求める。（備え置き公開文書とHP公開情報を除く）」として、

「②本件に関してNHKが事実確認に要した文書」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書は、NHKの事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK内の審議、検討または協議に関する情報であって、開示することによりその審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、および、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号、2号、3号および4号に該当し、開示することができないとした。

これに対して視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKの危機管理事案への対処に係る事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK内の危機管理事案に係る審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、その審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、および、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号、2号、3号および4号に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、NHKの危機管理事案への対処に係る事業に関する

情報であって、規程第8条1項1号、2号、3号および4号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年6月 4日 (第284回審議委員会)	第812号	諮問、審議
6月18日 (第285回審議委員会)		審議
7月13日 (第286回審議委員会)		審議
7月21日 (第288回審議委員会)		審議、答申